

令和5年10月3日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

社会問題・健康医療対策特別委員会資料

1	デジタル戦略の推進について	1
(1)	国の動向	1
(2)	県の取組	3
2	県内米軍基地の状況等について	17
(1)	県内米軍基地の状況について	17
(2)	米軍基地を巡る最近の動向について	21
(3)	在日米軍の県防災訓練への参加について	32

# 1 デジタル戦略の推進について

## (1) 国の動向

### ア デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方等について明らかにした政府の基本方針で令和2年12月に策定

#### (ア) デジタル社会のビジョン

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会

#### (イ) デジタル社会の基本原則

- ①オープン・透明    ②公平・倫理    ③安全・安心
- ④継続・安定・強靱    ⑤社会課題の解決    ⑥迅速・柔軟
- ⑦包摂・多様性    ⑧浸透    ⑨新たな価値の創造
- ⑩飛躍・国際貢献

### イ 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画

自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国による支援策等を取りまとめた計画で令和2年12月に策定、令和4年9月に改定

#### (ア) 計画期間

令和3年1月から令和8年3月まで

#### (イ) 重点取組事項

- ①自治体の情報システムの標準化・共通化
- ②マイナンバーカードの普及促進
- ③自治体の行政手続のオンライン化
- ④自治体のAI・RPAの利用推進
- ⑤テレワークの推進
- ⑥セキュリティ対策の徹底

## ウ デジタル改革関連法

基本方針の実現に向け、令和3年5月12日に成立

- ①デジタル社会形成基本法
- ②デジタル庁設置法
- ③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
- ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
- ⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
- ⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

## エ デジタル庁

デジタル社会の形成を強力に推進するための司令塔として令和3年9月に創設

## オ デジタル社会の実現に向けた重点計画

政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定め、かつ各省庁の取組の工程表とスケジュールを明らかにした計画で令和4年6月に策定、令和5年6月に改定

### ○デジタル社会で目指す6つの姿

- ①デジタル化による成長戦略
- ②医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化
- ③デジタル化による地域の活性化
- ④誰一人取り残されないデジタル社会
- ⑤デジタル人材の育成・確保
- ⑥D F F T（信頼性のある自由なデータ流通）の推進を始めとする国際戦略

## (2) 県の取組

### ア かながわICT・データ利活用推進計画の改定

#### (7) 趣旨

本県では、令和元年7月に「かながわICT・データ利活用推進計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、県民の安全安心や利便性の向上を図る「くらしの情報化」と、行政内部の業務全般の効率化を図る「行政の情報化」に取り組んできた

また、コロナ禍で顕在化したデジタル化の遅れに対応するため、令和3年12月に「かながわICT・データ利活用推進戦略」（以下、「前戦略」という。）を策定し、県のDXの加速化を図ってきた

このたび、今後の県のデジタル化の推進に向けて、「かながわブランドデザイン実施計画」及び「行政改革大綱」の策定に合わせて、新たな計画の骨子案を取りまとめた

#### (1) 計画及び戦略の成果と課題

##### a 成果

- 前計画及び前戦略に基づき、「くらしの情報化」と「行政の情報化」に取り組んだ結果、前計画に掲げた施策目標を概ね達成した
- 具体的には、新型コロナウイルス感染症を想定した「新たな生活様式」に対応する中で、行政手続のオンライン化やキャッシュレス化、テレワークの推進などについて大きく進めることができた
- また、新型コロナウイルス感染症対策においても、デジタルを活用し業務を効率化するとともに、「新型コロナ対策パーソナルサポート」など、県民一人ひとりに寄り添ったサービスを提供した

##### b 課題と今後の取組

- 今後、県のデジタル化の推進に向けては、国の動向やデジタル技術の情勢などに留意しつつ、令和5年3月に実施した計画及び戦略の総括点検の結果を踏まえ、取組を継続していく必要がある
- 具体的には、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」の重点取組事項の着実な推進と、さらなるデジタル人材の確保・育成、オープンデータの取組やデータ統合連携基盤の利活用分野の拡充、市町村支援・連携に取り組む必要がある

## (ウ) 改定の概要

### a 計画名称

神奈川DX計画

### b 計画期間

新たな「かながわグランドデザイン実施計画」及び「行政改革大綱」の計画期間に合わせ、令和6年度から令和9年度までの4年間とする

### c 改定の方向性

- わかりやすい構成とするため、計画と戦略を統合する
- 計画のビジョンとして、「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」を位置付ける
- 計画推進の基本方針として、前戦略の「7つの戦略」を位置付ける
- 計画の施策体系として、「くらしのデジタル化」及びこれを支える「行政のデジタル化」を位置付ける
- 「くらしのデジタル化」の施策分野及び「行政のデジタル化」の取組事項として、新たな「かながわグランドデザイン実施計画」のプロジェクト及び国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」の重点取組事項を中心に位置付ける

## (I) 計画の骨子案

神奈川DX計画	かながわICT・データ利活用推進計画
はじめに（計画の概要） 1 策定の趣旨 2 ビジョン 3 計画期間 4 計画の位置付け	（新規）
第1章 現状と課題 1 これまでの取組 2 デジタル技術の情勢 3 国の動向 4 課題	I 本編 第1章 現状と課題 1 これまでの取組 2 ICTの情勢 3 国の動向 4 課題
第2章 基本方針 1 基本方針 2 推進体制	第2章 基本方針 1 基本方針 2 計画の位置付け 3 推進体制 4 計画期間 5 計画推進の視点

第3章 施策の基本的な考え方 1 施策の体系 (1) <u>くらしのデジタル化</u> (2) <u>行政のデジタル化</u> 2 進行管理	第3章 施策の基本的な考え方 1 <u>基本的な考え方</u> (1) <u>柱Ⅰ くらしの情報化</u> (2) <u>柱Ⅱ 行政の情報化</u> 2 進行管理  <u>Ⅱ 施策集</u>
<u>施策集</u>	(新規)

**(オ) 今後の予定**

令和5年12月 第3回県議会定例会に改定素案を報告  
令和5年12月  
～令和6年1月 県民意見募集の実施  
2月 第1回県議会定例会に改定案を報告  
3月 計画を改定

**イ 推進体制等**

CIO兼CDO及びデジタル行政担当局長の下、「行政の情報化」をより一層加速化するとともに、各局の「くらしの情報化」の取組を支援するため、デジタル戦略本部室を設置

**(ア) 庁内のデジタル化支援**

庁内の課題のうち、デジタルで課題解決が図れる可能性があるものについて相談を受け、課題解決を支援する取組を実施

**(イ) プロジェクトマネジメント支援**

大規模な情報システムを開発する所管所属との間で、プロジェクトの進捗状況及び課題を共有するとともに、所管所属に対し、システム開発等における課題解決のための技術的・専門的な助言・指摘などの支援を実施

**ウ 具体的な取組**

**(ア) 行政のデジタル化**

**a RPA・AIの活用**

**(a) RPA**

定型的な業務の効率化を図ることができるRPA (Robotic Process Automationの略)を積極的に活用、令和5年8月末時点で57業務に導入

## ■導入業務数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
業務数	5	18	16	16	2
累計	—	23	39	55	57

### (b) A I - O C R

届出や報告書などに記載された手書き文字などを、A I の活用により、高い精度でデータ化することができるA I - O C R サービスを利用、令和5年8月末時点で34帳票に導入

## ■導入帳票数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
導入帳票数 (累計)	16	23	34

### (c) C h a t G P T

職員が安全かつ効果的に生成A I を利用するためのガイドラインを8月末に策定

本ガイドラインに基づき、9月21日から順次研修を実施の上、各業務において生成A I の利用を開始

## b データの利活用

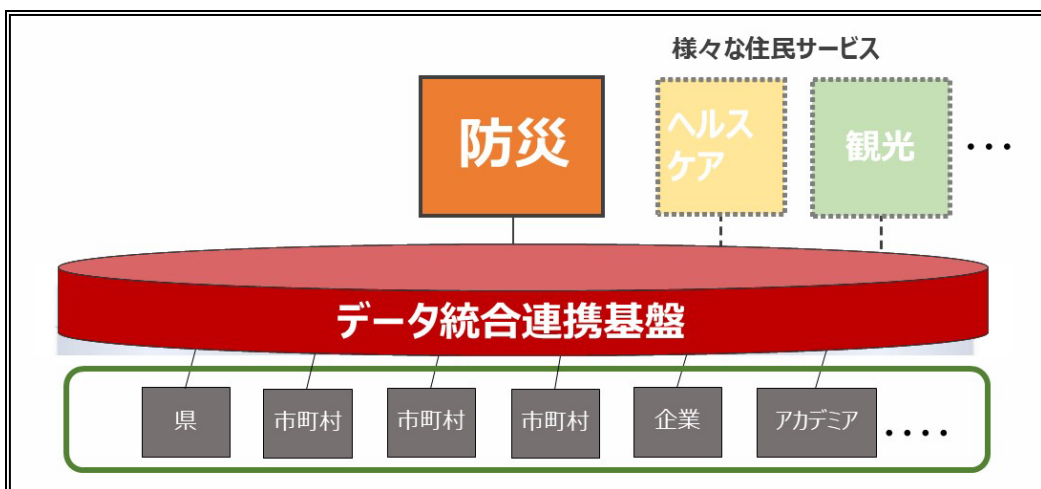
### (a) データ統合連携基盤の整備

県庁内外に散在するデータを収集・統合して、E B P M や官民データの連携に活用するため、以下の取組を実施

○防災分野での活用として、県と市町村での共同利用により災害対応を支援する取組を開始

○ヘルスケアなど他の分野についてもデータ整備を実施中

## ■データ統合連携基盤のイメージ





(b) データ分析支援

業務課題に応じた庁内でのデータ分析の支援を実施

c デジタル人材の育成

○日々進化するデジタル技術を手段として活用し、県のDXの取組を牽引・推進できる次の職員を育成するため「神奈川県デジタル人材育成方針」を令和4年3月に策定し、研修を実施

・事業系デジタル人材

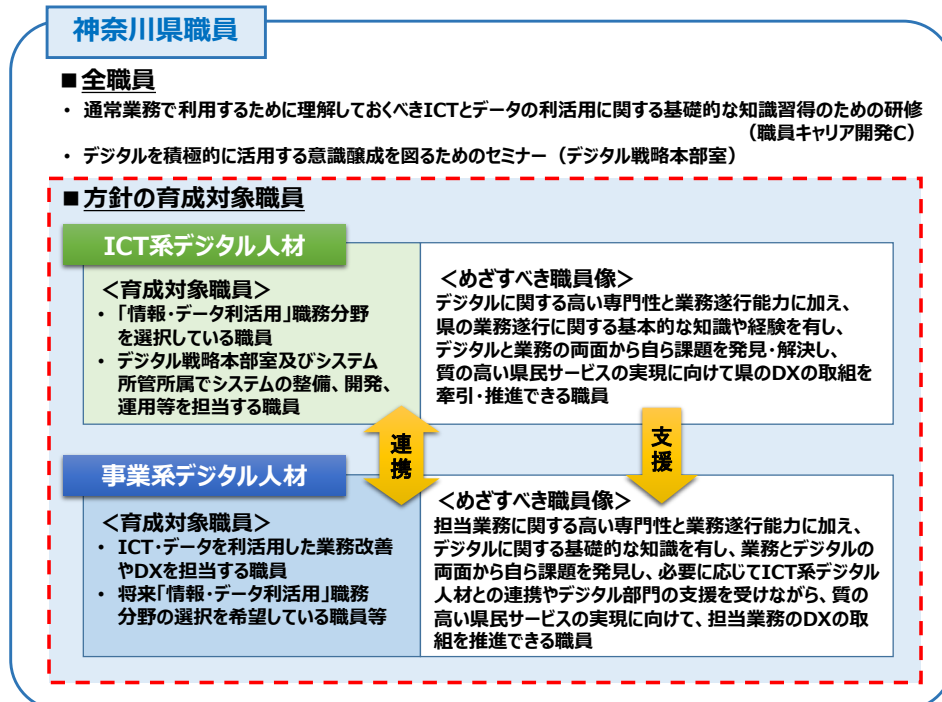
各所属で業務とデジタルの両面から自ら課題を発見し、業務改善やDX等を推進できる職員

・ICT系デジタル人材

デジタルに関する高い専門性等を有し、デジタルと業務の両面から自ら課題を発見・解決でき、質の高い県民サービスの実現に向けて、県のDXの取組を牽引・推進できる職員

○職員の主体的なDX推進への意識醸成に向け、CIO兼CDOや現場でDXに取り組む職員を講師として定期的に職員向けセミナーを実施

■対象職員及びめざすべき職員像



#### d 県市町村デジタル推進会議

- 県及び県内の市町村が連携・協調して、自治体DXの推進や様々なデジタル分野における共通かつ広域的な課題について対応するため令和3年11月に設置した会議、これまで4回開催
- この会議の下部組織として、各自治体の自治体DXの対応状況や課題解決に向けた情報交換及び具体的な検討を行う場として担当者会議を設置、これまで3回開催

#### e 文書管理における電子決裁の拡大

業務の効率化を目指し、平成30年4月から行政文書管理システムを導入

電子決裁を原則とした運用を行い、電子決裁率は全庁平均で96.8%（令和5年8月末時点）となっており、引き続き電子決裁率100%を目指す

#### ■電子決裁率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度8月
全庁平均	56.8%	86.8%	94.0%	96.8%

#### f 電子契約の導入

- 令和4年1月から5月まで実証実験を実施し、その結果を踏まえ、電子署名を行う権限、セキュリティ対策などを検討した
- 電子契約制度の周知を図るため、令和5年6月から9月にかけて、庁内向け説明会に加え、契約相手方となる事業者向けにも説明会を行い、令和5年10月に導入を予定

#### g 企業局における現場業務の遠隔化

- 発電所の保守管理の効率化を進めるため、水力発電設備の状態信号等を遠隔で収集・解析できるスマート保安システムについて、令和3年度に先行導入した相模発電所における検証結果を踏まえ、令和6年度に道志第2発電所への導入を目指して取組を推進
- また、クラウドサービスを活用した水質監視体制の強化を進めているほか、水道営業所や浄水場等へのウェアラブルカメラの配備など、監視業務等の遠隔化の取組を推進

#### h 教育委員会ネットワーク基盤整備

- 県立学校等の教育機関が利用する教育委員会ネットワークにおいて、情報機器の安定利用、情報セキュリティの向上を図るとともに、既存のサーバの一部をクラウドに移行するなど、基盤整備を実施

## (イ) 暮らしのデジタル化

### a 行政手続のオンライン化

新規の行政手続は原則オンライン化するとともに、既存の手続は添付書類の簡素化や押印の廃止など業務プロセスを見直し、最終的には全ての行政手続がオンライン化を目指す

#### (a) オンライン化の推進

令和4年度は、昨年度から継続してオンライン化手続数の増加を図り、特に年間取扱件数が1,000件以上の手続を優先してオンライン化を進めた

#### ■行政手続のオンライン化の推移 (e-kanagawa電子申請)

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
手続数	100手続	121手続	324手続	434手続
申請・届出件数	141,162件	326,959件	697,926件	576,012件

#### (b) オンライン利用率向上の取組

各手続窓口において電子申請案内ちらしを配布、県公式ウェブサイトにおいて各手続のリンクURL及び2次元バーコードを掲載、県のたよりでのe-kanagawa電子申請の広報を行った

#### ■行政手続等のオンライン利用率

令和元年度	令和2年度	令和3年度
28.2%	29.7%	44.8%

※e-kanagawa電子申請公開手続のオンライン利用率

#### ◇企業局における申請手続きのオンライン化

○水道の使用開始・休止など、取扱件数の多い手続きについてe-kanagawa電子申請による方法だけではなく、LINEやウェブサービスを活用してオンライン化を推進

令和4年度の実績は約4万5千件

○水道工事に係る申請手続きにおいて、ウェブサービス上で管路情報図の閲覧や、給水装置工事申請に係る進捗状況の確認を行えるように整備し、令和4年度の利用実績は約8万2千件

**b 公金収納のキャッシュレス化**

県民の利便性向上及び感染症防止対策のため、手数料・施設使用料等の公金収納のキャッシュレス化を推進

**(a) 県民利用施設における使用料等のキャッシュレス化**

- 不特定多数の者から使用料や手数料などの金銭を収受する全ての県民利用施設を対象とする
- 決済件数が年間1,000件以上の窓口については、「マルチ決済端末」の導入を推奨  
決済件数が年間1,000件未満の窓口については、二次元コード決済（ステッカー方式）による導入を推奨
- 券売機等による機械精算へのキャッシュレス導入については、現行機器の更新時期に合わせて順次導入することを推奨

**■導入済県民利用施設一覧表**

令和5年8月末時点

	施設名	利用開始時期
令和3年度	かながわ農業アカデミー	令和4年3月
	煤ヶ谷診療所	
	金沢文庫	
	歴史博物館	
令和4年度	かながわ労働プラザ	令和4年4月
	武道館	令和4年7月
	愛川ふれあいの村	令和4年8月
	西湘スポーツセンター	
	近代美術館葉山	令和4年9月
	近代美術館鎌倉別館	
	地球市民かながわプラザ	
	スポーツ会館	令和4年10月
	東部総合職業技術校	
	西部総合職業技術校	
	足柄ふれあいの村	
	山岳スポーツセンター	令和4年11月
	スポーツセンター	
	産業技術短期大学校	

**(b) 行政機関窓口における手数料等のキャッシュレス化**

- 証紙により収納しているものを除き、現金による収納をしている窓口を対象にキャッシュレス導入予定
- 県民利用施設の場合と同様に、決済件数が年間1,000件以上の窓口については、「マルチ決済端末」の導入を推奨  
決済件数が年間1,000件未満の窓口については、二次元コード決済（ステッカー方式）による導入を推奨

**(c) 収入証紙により納付する手数料等のキャッシュレス化**

収入証紙により納付する手数料等の収納について、e-kanagawa電子申請の活用を進めキャッシュレス決済を拡大するとともに、申請窓口におけるキャッシュレス決済の導入を推進

(d) 企業局における上下水道料金収入の収納方法のキャッシュレス化

企業局では、水道使用者による上下水道料金の収納方法として、平成24年10月にクレジットカードによる収納方法を導入し、その後納入通知書による収納についても順次キャッシュレス決済による収納方法の拡大を進め、令和4年度における実績は約13万9千件

c 電子自治体共同運営サービスの運用

- 平成16年9月に県と県内市町村等32団体で構成する協議会を設立
- 平成17年度から電子自治体共同運営サービス（電子申請システム、施設予約システム、電子入札システム）を提供
- 参加団体の財政的・人的負担の軽減を図りつつ、県民生活の利便性の向上と行政事務の簡素化・効率化を推進

d オープンデータの取組

- オープンデータの公開数の拡充やデータの機械判読性向上の取組を推進
- 国や自治体とのデータ連携を行うため、オープンデータの公開用サイトを整備中

■オープンデータ数の推移（累計）

令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年7月末
129	219	259	259

e ヘルスケアICTシステムの推進

- 県民の未病改善に向け、県民自らが自身の健康情報を一元的に管理する仕組みとして、スマートフォンで歩数、食事、体重など日々の記録やお薬、健診結果など、自身や家族の健康情報を記録・管理できるアプリケーション「マイME-BYOカルテ」を運用
- 電子母子手帳などの民間アプリや国のマイナポータルとの連携により、健康情報の収集・蓄積を図るとともに、その利活用を推進

■マイME-BYOカルテ登録者数の推移

令和5年7月末時点

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
2,724	15,658	52,380	1,219,828	1,267,129
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1,286,586	1,309,591	1,329,542	1,332,622	

## f ウェブアクセシビリティの推進

### (a) 情報アクセシビリティ推進要綱

誰もがICTの利便を享受できる環境を整備し、情報への円滑なアクセスを確保することを目的として平成15年4月に策定

### (b) ウェブアクセシビリティの保持及び推進

毎年、専門の事業者によるJIS規格適合試験や、公式ウェブサイト全体に対する一括検証を実施し、適宜ウェブページの修正を実施

## g 校内無線LANの整備

国のGIGAスクール構想により、教育の情報化が加速し、無線LANを利用したタブレット型端末の利用など教育活動におけるネットワーク利用が常態化している中、その基盤となるインフラ整備を実施

## h マイナンバー

### (a) マイナンバー制度の運用

平成29年11月から社会保障、税、災害対策分野で行政機関等同士がマイナンバーを使った情報連携により行政手続に必要な情報のやり取りを可能とするマイナンバー制度が開始

本県においても順次情報連携による添付資料の省略を実施

### (b) マイナンバーカードの普及

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、マイナンバーカードが「令和四年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針が示されたことを受け、国全体で普及促進に取り組んでいる。

本県では、記者発表や県ホームページを活用して、マイナンバーカードの取得促進に係る広報活動に加え、市町村が実施するマイナンバーカード交付申請等事務の支援を実施

## ■ マイナンバーカードの保有枚数等

令和5年8月末時点

	保有枚数	保有枚数率	順位
神奈川県	6,505,322枚	70.6%	38位
全国	89,887,405枚	71.7%	—



**(c) マイナンバー紐づけ総点検**

マイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、デジタル庁を中心として、関係府省と連携して政府全体で総点検と再発防止を強力に推進するため、令和5年6月にマイナンバー情報総点検本部を設置

令和5年7月にデジタル庁からマイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度について、紐付け方法の確認依頼があり、本県においても点検作業や市町村の取りまとめ等を実施

点検対象事務のうち、県の取扱う事務については、すべて紐づけ方法に誤りはなかったが、国からすべての地方自治体に個別データを総点検するよう要請があった障害者手帳3事務について対応する予定

**(ウ) 情報セキュリティ**

**a 神奈川県情報セキュリティポリシーの運用**

**(a) 情報セキュリティポリシー**

県が所管する「情報資産」を様々な脅威から守り、情報セキュリティを確保するための対策に関する統一かつ基本的な方針や、情報システム等に共通の情報セキュリティ対策基準として平成15年3月に策定

情報セキュリティを取り巻く状況の変化等に適切に対応するため、随時見直し

**(b) 情報セキュリティ監査等**

職員の情報セキュリティへの意識向上及び県の情報セキュリティ確保のため、当該ポリシーに基づき、情報セキュリティ監査や職員アンケートを毎年実施

**b 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の運用**

○デジタル戦略本部室を対象に情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準であるISO/IEC 27001:2013（JIS Q 27001:2014）認証を平成30年2月9日付けで取得、毎年第三者機関の外部監査を受けて認証を維持

○デジタル戦略本部室の情報管理水準が適正・適切であることを客観的かつ網羅的に外部認証機関から評価されていることを対外的にも示すもの

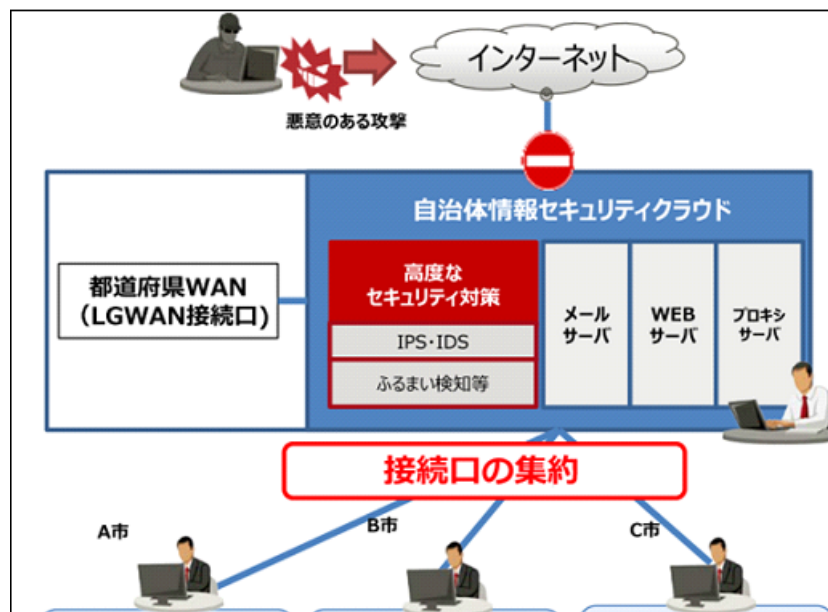
### c 神奈川県ICT部門業務継続計画の運用

災害時等に県の非常時優先業務を支える情報システムやネットワーク等を稼働、継続させるため、神奈川県業務継続計画の個別計画として策定

### d 神奈川情報セキュリティクラウドの構築・運用

- 県と県域市町村等のインターネット接続口を1か所に集約し、より高い水準のセキュリティ対策を行うため、平成28年度に神奈川情報セキュリティクラウド（以下、「KSC」という）を構築
- KSCの契約期間終了に伴い、次期KSCを調達するため、KSC参加市町村等と意見交換を重ね、令和3年度に調達手続きを実施
- 令和4年度は、次期KSC参加市町村等及び次期KSC事業者との間で、次期KSCの利用に係る三者協定書を締結し、参加団体と調整のうえ移行を完了
- 令和5年度からは、これまでの情報セキュリティレベルを維持しながら、利便性や効率性を向上させたKSCの運用を開始

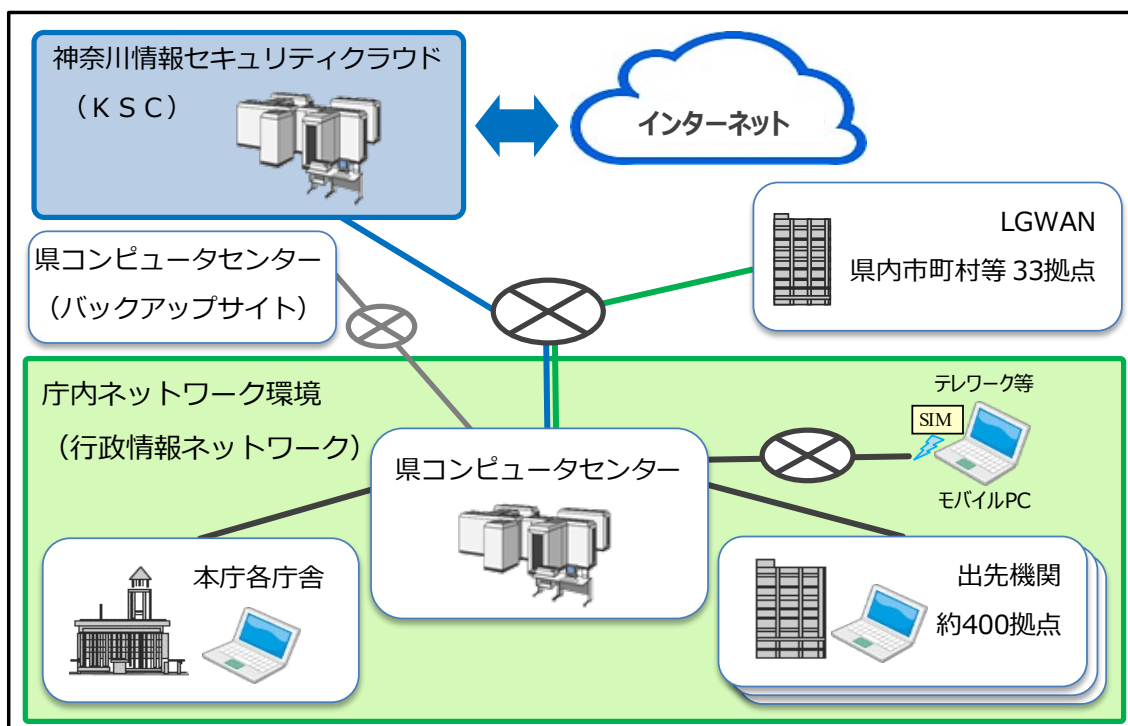
#### ■情報セキュリティクラウドの概要図





## (I) デジタル化を支える基盤

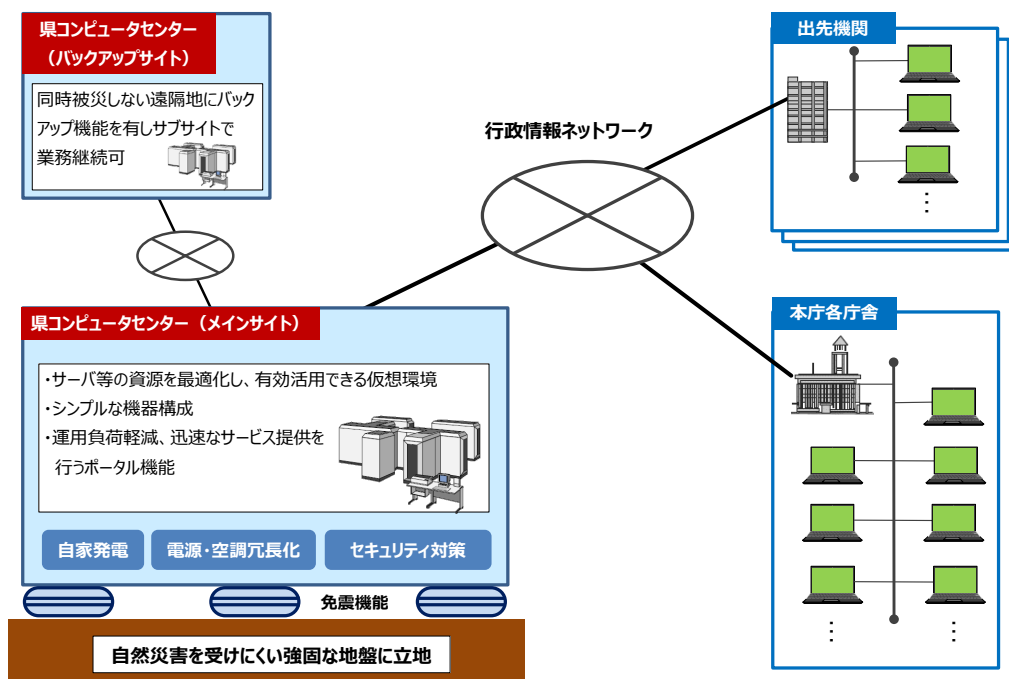
### ■全体概要図



#### a コンピュータセンターの運用

- 大規模地震等の自然災害が発生しても、システム稼働を維持し業務継続を図るため、平成27年度から災害に強い民間データセンター内に設置
- 情報システムの全体最適化を実現するサーバ集約拠点として、最新の仮想化技術などを活用し、安全かつ安定・効率的なシステム基盤を提供

### ■コンピュータセンターの概要図



**b 庁内ネットワークの運用**

全庁共通のICT基盤として、コンピュータセンターと本庁各庁舎や出先機関約400拠点などを回線や有線・無線の機器で接続する全庁ネットワーク網を提供

**c 共通利用パソコンの運用**

平成30年度より順次職員が利用するパソコンのモバイル化を進め、令和4年2月末に完了（13,323台）

**■モバイルPC整備台数の推移（累計）**

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
台数	6,329	10,267	11,790	13,323

## 2 県内米軍基地の状況等について

### (1) 県内米軍基地の状況について

#### ア 県内提供施設数と面積の推移

時 点	提供施設数	面 積
昭和27年 平和条約発効時 (旧安保条約発効時)	162	35,861 千㎡
昭和35年 第2次安保条約発効時	79	28,978
令和5年1月1日現在	12	17,386

注 千㎡未満は、四捨五入

#### イ 県内提供施設一覧表

(令和5年1月1日現在)

	施 設 名	軍別	土地面積 (千㎡)	所 在 地
◎	根岸住宅地区	海	429	横浜市(中区、南区、磯子区)
	横浜ノースドック	陸	523	〃 (神奈川区)
	鶴見貯油施設	海	184	〃 (鶴見区)
	吾妻倉庫地区	〃	802	横須賀市
	横須賀海軍施設	〃	2,363	〃
	浦郷倉庫地区	〃	194	〃
○	池子住宅地区及び 海軍補助施設	〃	2,884	逗子市・横浜市(金沢区)
○	相模総合補給廠	陸	1,967	相模原市(中央区)
	相模原住宅地区	〃	593	〃 (南区)
	キャンプ座間	〃	2,292	相模原市(南区)・座間市
	厚木海軍飛行場	海	5,056	綾瀬市・大和市
	長坂小銃射撃場	〃	97	横須賀市
	計(12施設)		17,386	

注1 土地面積は、防衛省が公表している最新情報による。

注2 ◎は全部返還、○は一部返還が合意されている施設。

注3 面積は四捨五入しているため、計と一致しない。

注4 長坂小銃射撃場は自衛隊が管理し、期間を定めて米軍が共同使用をしている。

## ウ 各提供施設の状況

(令和4年12月1日現在)

	施設名	所在地	現況
1	根岸住宅地区	横浜市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されてきた（平成27年12月、居住していた米軍の全世帯が退去）。</p> <p>平成16年10月18日の日米合同委員会で、全部返還の方針が合意された。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、早期返還に向けた共同使用について、日米間で協議を開始すること等が合意された。</p> <p>令和元年11月15日の日米合同委員会で、返還に向けた原状回復作業を日本政府が行うため、共同使用について合意された。</p> <p>国が進めている原状回復作業については、令和4年11月11日、当初計画では本年12月の完了を目指してきたが、更に一定期間を要する見込みであり、返還、引渡しもその後になる予定である、との情報提供が国からあった。</p>
2	横浜ノースドック	横浜市	<p>在日米陸軍基地管理本部等の管理下で、米陸軍第836輸送大隊等の物資搬出入業務等に使用されている。</p> <p>令和3年3月31日に土地約1,400㎡及び工作物の一部が返還された。</p> <p>令和5年4月16日に小型揚陸艇部隊が新編された。</p>
3	鶴見貯油施設	横浜市	<p>在日米海軍横須賀補給センターの管理下で、航空機燃料等の貯油施設として使用されている。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、消防署の整備について合意された。</p>
4	吾妻倉庫地区	横須賀市	<p>在日米海軍横須賀補給センターの管理下で、航空機燃料・艦船燃料等の貯油施設として使用されている。</p> <p>平成25年10月11日に土地約13,000㎡等が返還された。</p>
5	横須賀海軍施設	横須賀市	<p>在日米海軍司令部をはじめ、横須賀基地司令部、海軍艦船修理廠などが所在し、在日米海軍、米第7艦隊等の支援基地となっている。</p> <p>米第7艦隊旗艦の揚陸指揮艦ブルーリッジ、原子力空母ロナルド・レーガンなどのいわゆる母港となっている。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、独身下士官宿舎の整備について合意された。</p>
6	浦郷倉庫地区	横須賀市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、同基地兵器部の本部、弾薬物揚場、弾薬庫として使用されている。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、艦船への弾薬の積み下ろし作業の安全な運用等を確保するため、栈橋の整備について合意された。</p>

	施設名	所在地	現況
7	池子住宅地区 及び海軍補助 施設	逗子市 横浜市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されている。</p> <p>逗子市域の一部土地等約40haについては、平成26年11月30日から共同使用が開始され、平成27年2月1日から「池子の森自然公園」として市民利用が開始された。</p> <p>平成16年10月18日の日米合同委員会で、横浜市域の飛び地の返還と横浜市域への住宅建設の方針が合意された。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、平成16年の日米合同委員会合意を見直し、横浜市域の住宅建設の取り止めと、逗子市域への生活支援施設、消防署等の整備について合意された。</p> <p>令和4年12月14日の日米合同委員会で、市の医療センターへの進入路の土地2,500㎡及び囲障等の工作物の返還について合意された。</p>
8	相模総合補給廠	相模原市	<p>在日米陸軍基地管理本部の管理下で、物資保管、修理などの兵站業務を担っている。</p> <p>平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告に基づき、平成26年9月30日に、JR相模原駅前の土地と西側野積場の一部土地合計約17haが返還され、平成27年12月2日から約35haの共同使用が開始された。また、平成25年10月17日の日米合同委員会で、北側部分の土地約8,900㎡等の返還が合意された。</p> <p>平成26年9月の返還地の一部に、平成29年4月に南北道路が、平成30年3月に東西道路が整備された。</p> <p>平成27年12月からの共同使用地の一部に、令和2年11月に「相模原スポーツレクリエーションパーク」が整備された。</p> <p>平成30年10月16日に、既存のミサイル防衛能力を高めるため、第38防空砲兵旅団司令部の駐留が開始された。</p>
9	相模原住宅地区	相模原市	<p>在日米陸軍基地管理本部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されている。</p> <p>平成21年3月3日に土地約1,100㎡が返還された。</p>
10	キャンプ座間	相模原市 座間市	<p>米陸軍第1軍団(前方)・在日米陸軍司令部、在日米陸軍基地管理本部が所在している。</p> <p>平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告に基づき、平成19年12月19日に第1軍団(前方)司令部が発足し、平成28年2月29日にキャンプ座間の座間市域の一部土地約5.4haが返還された。その後、当該返還地の一部に、平成28年4月1日には座間総合病院が開院され、平成30年2月13日には座間市消防庁舎が開庁された。</p>

	施設名	所在地	現況
11	厚木海軍飛行場	綾瀬市 大和市	<p>在日米海軍厚木航空施設司令部の管理下で、第5空母航空団等が使用し、米海軍航空部隊航空機の整備、補給、支援業務を行っている。</p> <p>平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告において、空母艦載機の岩国飛行場への移駐が合意された。空母艦載機部隊の移駐については、平成29年8月から段階的に実施され、平成30年3月30日に完了した。</p> <p>平成29年9月30日に土地約13,000㎡等が返還された。</p>
12	長坂小銃射撃場	横須賀市	陸上自衛隊武山駐屯地業務隊の管理下で、覆道式射撃場として使用され、米軍が期間を定めて共同使用している。

### 県内提供施設配置図



## (2) 米軍基地を巡る最近の動向について

### ア 厚木基地周辺の住宅防音工事等対象区域の見直しに向けた調査

#### (7) 制度概要及び経緯

国は「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、昭和54年以降、厚木基地周辺において、騒音対策のため、住宅防音工事への助成、建物の移転補償等を行っており、一定以上の騒音が生じている区域を、住宅防音工事等の対象区域として定めている。

なお、同区域については4回（昭和56年、昭和59年、昭和61年、平成18年）区域の見直しが行われ、平成30年3月に空母艦載機部隊が厚木基地から移駐したことを受け、令和4年度以降、国が区域見直しに向けて騒音度調査を実施している。

#### (1) 今年度の状況

令和5年7月18日、防衛省から次のとおり情報提供があった。

- ・令和5年7月7日に令和5年度調査について委託先と契約した。
- ・調査項目は、基礎データ調査、予測検証調査、経路調査、飛行回数調査、地上騒音の継続時間調査。

### イ 在日米軍基地におけるPFOS等の安全管理について

#### (7) 横須賀基地におけるPFOS等の流出への対応等

##### a 経緯

令和4年6月以降、横須賀基地内の排水処理施設の排水から最大12,900ng/L（暫定目標値（50ng/L）の258倍）のPFOS等が検出されている。

米軍は、PFOS等流出の原因究明を進める一方で、令和4年11月以降、排水の浄化のため、粒状活性炭フィルターを稼働している。（稼働後の排水のPFOS等の濃度は最大7.3 ng/L）

令和4年12月15日、横須賀市及び国が環境補足協定に基づき横須賀基地に立ち入り、提供水域内で採水調査を実施した。

##### b 今年度の状況

令和4年12月に横須賀市、国及び米軍が実施した採水調査結果の公表について調整が整い、令和5年7月10日、調査結果が公表された。

あわせて、米軍から、粒状活性炭フィルターで排水処理施設からの排水を浄化するとともに、原因調査を実施しているが、流出原因の特定は困難な状況、との説明があった。

- ・採水調査結果（PFOS+PFOA合計値 暫定目標値50ng/L）

R4. 12. 15 採水	横須賀市	国	米軍
横須賀基地周辺水域	2.5 ng/ L	3.2 ng/ L	不検出

※ 排水処理施設周辺の提供水域の3か所で採水したうちの最大値

## (イ) 厚木基地におけるPFOS等の流出への対応等

### a 経緯

令和4年9月24日、厚木基地内の格納庫からPFOS等を含む泡消火薬剤が放出され、基地内の調整池を経由し、基地内を流れる蓼川まで流出した。米軍は調整池の閉鎖措置、泡消火薬剤の回収・清掃等を行った。

10月6日、環境補足協定に基づき、国、県、大和市及び綾瀬市が厚木基地への立入調査を実施し、基地内の調整池で、県、国、米軍が採水調査を実施した。

10月7日以降、米軍は、調整池の水について、粒状活性炭フィルターによるろ過の上、蓼川への放流を実施し、洗浄等を行ったうえで、10月20日から調整池の利用を再開した。

12月19日、環境補足協定に基づき、国、県、大和市及び綾瀬市が2回目の立入調査を実施し、発生原因や再発防止措置等についての説明を米軍から受けた。

### b 今年度の状況

令和4年10月に県、国及び米軍が実施した採水調査結果の公表について調整が整い、7月10日、調査結果を公表した。

あわせて、防衛省から、厚木基地における泡消火薬剤の放出量（約7,000リットル）等の情報提供があり、また、回収したPFOS等を含む泥等の処分を適切に進めているとの説明もあった。

- ・採水調査結果（PFOS+PFOA合計値 暫定目標値50ng/L）

R4.10.6 採水	県	国	米軍
厚木基地内調整池	540 ng/ L	910 ng/ L	742 ng/ L

※1 PFOS等が流入した調整池の2か所で採水したうちの最大値

※2 調整池内の水は採水調査後に粒状活性炭フィルターで浄化した（浄化後は最大4.8ng/Lに低減したことを米軍が確認）

## (ウ) PFOS等を含む泡消火薬剤の交換状況に関する米軍の声明

### a 概要

令和5年6月16日、在日米軍司令部が、PFOS等を含む泡消火薬剤の交換・廃棄完了、今後の非フッ素泡消火薬剤への移行予定等について、声明文を発表した。

### b 声明文の概要

- ・日本国内の主要な基地において、旧式泡消火薬剤の新式泡消火薬剤への交換を完了。（県内基地は既に交換完了）
- ・交換された旧式泡消火薬剤は、日本国内で許可を受けた処分事業場における焼却処分によって廃棄処理を完了。
- ・米国政府は、2024年10月1日に、旧式及び新式泡消火薬剤の使用を全ての米軍基地で禁止し、非フッ素泡消火薬剤に移行予定。



(新式泡消火薬剤もPFOS・PFOA以外の有機フッ素化合物 (PFAS※)を含むため。)

※ PFAS…有機フッ素化合物のうちペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。約4,700物質以上があるとされ、PFOSやPFOAはその一部である。

## (I) 県の対応

### a 令和5年7月10日の採水調査結果公表

防衛省に対し、次のとおり、口頭で要請した。

- ・ 事故の再発防止策の徹底
- ・ 今後の自治体の立入調査の円滑な実現及び調査結果の早期公表
- ・ 厚木基地において回収したPFOS等を含む泥等の適正処分及び処分までの間の万全な漏出防止対策
- ・ 横須賀基地における周辺への影響が生じないような万全の対策
- ・ 引き続き、米軍基地のPFOS等に関する適時適切な情報提供

### b 令和5年6月16日の米軍の声明発表

防衛省に対し、引き続きの情報提供を口頭で要請した。

## ウ 池子住宅地区の一部返還の合意

### (ア) 概要

令和4年12月14日、防衛省から、池子住宅地区の土地及び工作物の一部返還について情報提供があった。

### (イ) 情報提供概要

- ・ 池子住宅地区の土地及び工作物の一部について、返還が日米合同委員会で合意。具体的な返還日は今後決定される。
- ・ 返還されるのは、市の医療センター（逗葉地域医療センター）への進入路として市が共同使用している土地約2,500㎡及び困障、舗床等の工作物。

### (ウ) 県の対応

- ・ 防衛省に対し、引き続き、地元市の負担軽減に努めるよう口頭で要請した。

## エ 横須賀基地への米海軍駆逐艦2隻の交替配備

### (ア) 防衛省からの情報提供概要

令和4年12月20日 米海軍駆逐艦「シュープ」が、横須賀基地に12月19日に入港し、新たに横須賀基地へ配備された。

令和5年2月17日 2月17日、米海軍駆逐艦「バリー」が、「シュープ」との入替で米本国に帰還した。

令和5年3月4日 米海軍駆逐艦「ジョン・フィン」が、横須賀基地に3月4日に入港し、新たに横須賀基地へ配備された。現在配備の艦船との交替配備。

令和5年9月7日 9月5日、米海軍巡洋艦「シャイロー」が、米本国に帰還した。

(イ) 県の対応

防衛省に対し、配備の詳細等に関する適時適切な情報提供を要請。

※横須賀基地（米第7艦隊）の米艦船の状況

空母ロナルド・レーガン	1隻
揚陸指揮艦	1隻
イージス艦（巡洋艦・駆逐艦）	11隻
合 計	13隻

オ 横浜ノース・ドックにおける米軍の小型揚陸艇部隊の新編

(ア) 概要

令和5年1月12日、防衛省から、横浜ノース・ドックに米陸軍が小型揚陸艇部隊を新編予定である旨の情報提供があり、その後も追加情報提供があった。

(イ) 情報提供の概要

- ・令和5年春頃、横浜ノース・ドックに米陸軍が小型揚陸艇部隊を新編予定（13隻、約280名の編成）。
- ・船舶は横浜ノース・ドックに配置済の船舶を使用。
- ・部隊新編に伴い、新たな施設の建設予定はない。
- ・新たな要員は、主に横須賀海軍施設、キャンプ座間等の既存の米軍施設等へ居住予定。
- ・4月16日、小型揚陸艇部隊が新編され、最初は5名程度の幹部要員が常駐。追加要員は、今年及び来年にかけて配置予定。

(ウ) 県の対応

4月14日、小型揚陸艇部隊の新編時期について情報提供を受けた際に以下の事項を防衛省に要請した。

- ・船舶の運用開始時期等の情報提供
- ・周辺市街地や民間船舶等への影響を最小化する万全の対策
- ・県内基地の整理・縮小・早期返還への取組
- ・事件事故防止対策の徹底
- ・横浜市の意向の尊重

## カ 第7回神奈川県・在日米陸海軍意見交換会の開催

### (7) 概要

県と在日米陸海軍との協力関係や諸課題について意見交換することを目的として、知事、在日米陸軍司令官及び在日米海軍司令官による意見交換会を平成24年以降6回開催しており、令和5年1月30日に県庁において第7回を開催。

### (イ) 第7回開催結果

#### (意見交換の項目)

- ・地元自治体と米軍との連携の重要性
- ・災害時の相互協力の促進
- ・新型コロナウイルス感染症への対応
- ・横浜ノース・ドックにおける小型揚陸艇部隊の新編についての情報共有
- ・米海軍基地におけるPFOS等の環境問題に関する日米間の連携

#### (主な結果)

- ・定期的な意見交換会の実施。
- ・令和5年度の「ビッグレスキューかながわ」への米軍の参加など災害時の協力関係の継続について合意。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応の継続。
- ・横浜ノース・ドックの部隊新編について、適時適切に情報を共有していくことを確認。
- ・米海軍基地におけるPFOS等の環境問題について、日米間で連携して対応していくことについて合意。

#### (過去の開催状況)

	開催日	主催	主な話題
第1回	平成24年8月2日	県	ビッグレスキューかながわ
第2回	平成26年1月21日	県	医療分野の交流
第3回	平成26年10月8日	米海軍	横須賀米海軍病院と保健福祉大学の交流
第4回	平成28年1月22日	米陸軍	災害時の応援マニュアルの改訂
第5回	平成29年3月6日	県	災害時の相互協力の促進
第6回	平成30年3月2日	米海軍	米空母艦載機移駐の進捗

※ 第5回のみ陸上自衛隊、海上自衛隊、南関東防衛局が出席。

## キ 米原子力空母の交代

### (7) 概要

令和5年4月28日、外務省から、横須賀基地を事実上の母港としている米原子力空母の交代について情報提供があった。

## (イ) 情報提供の概要

- ・ 4月27日、米側から、空母「ロナルド・レーガン」が大規模メンテナンスのために米国へ移動し、代わりに平成27年まで我が国に前方展開していた空母「ジョージ・ワシントン」が再び前方展開することになった旨の通報があった。
- ・ 空母「ロナルド・レーガン」は、令和6年春を目途に横須賀を出港し、空母「ジョージ・ワシントン」は同年後半に横須賀に入港する予定。
- ・ 今回の交代に当たり、空母の推進機関に変更はなく、追加的な工事は無い見込みであり、引き続き第5空母航空団が前方展開される。
- ・ 米国政府がこれまで表明してきた安全性に関するコミットメントについては、今般の空母交代によっても変わらず堅持されるとの説明を受けている。
- ・ 空母が交代する理由は、米軍が、艦船の海外に前方展開する期間を10年までとするべきと定めているため。（ロナルド・レーガンは、令和6年春時点で8年半経過）

## (ウ) 県の対応

外務省に対し、次のとおり、口頭で要請した。

- ・ 空母交代に関する適時適切な情報提供
- ・ 国による放射能調査等を通じた安全航行確認体制の確保
- ・ 必要な訓練等の防災対策の確実な実施
- ・ 新規配属要員の服務規律の確保
- ・ 空母艦載機等を含めた部隊の運用により県内基地周辺住民への影響が生じることがないように、万全の対策を講じること

## ク 米空母艦載機による着陸訓練

### (ア) 防衛省からの通知

令和5年5月8日、防衛省から、次のとおり硫黄島での着陸訓練実施の通知があった。

- ・ 空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練が硫黄島で実施される。
- ・ 硫黄島での訓練期間 5月9日～5月19日 11:00～翌3:00
- ・ 硫黄島における天候等の事情により所要の訓練を実施できない場合には、5月13日から5月19日までの期間、三沢基地、横田基地、厚木基地及び岩国基地の一部又は全部において訓練が実施される。

### (イ) 県の対応

5月9日に、知事と厚木基地周辺9市長（横浜市長、相模原市長、藤沢市長、茅ヶ崎市市長、大和市長、海老名市長、座間市長、綾瀬市長及び東京都町田市市長）連名で、防衛省に対し、全ての訓練を硫黄

島で実施するよう要請した。

**(ウ) 訓練の実施状況**

通知があった期間内に、全ての訓練が硫黄島で実施された。

**ケ 厚木基地における油漏れ**

**(ア) 油漏れの経緯**

令和5年5月24日、防衛省から、厚木基地における油漏れの発生について情報提供があり、県及び綾瀬市として対応を行った。

**a 情報提供概要**

- ・ 5月24日、厚木基地において油漏れが発生した。
- ・ 燃料ターミナルから排水路を通り、基地内の調整池へ流れて、蓼川に漏れた可能性がある。基地内の発生元では油漏れを止め、調整池ではオイルマットを設置した。

**b 県等の対応**

- ・ 5月24日、県及び綾瀬市が現場に行き、蓼川の立川橋（厚木基地下流）付近で油膜と油の臭いを確認したため、オイルマットを設置。
- ・ 5月25日、綾瀬市が立川橋の状況を確認し、油膜が確認されなくなったため、綾瀬市立会いのもと米軍がオイルマット回収。

**(イ) 厚木基地内での米軍からの説明**

令和5年8月4日、厚木基地内で、米軍から事故原因等の説明を受けた。

**a 説明概要**

流出したのは航空機燃料約8,700リットル。蓼川を通じて基地の外へ流出。流出原因は作業員の引継不十分と機器が適切に作動しなかったため。当該部品を交換し、現在は正常に稼働。

**b 県の対応**

8月4日、環境に影響を及ぼす物質の管理の徹底、事故が発生した場合の適切な対応と迅速な情報提供を、米軍及び防衛省に要請。

**コ 横浜ノース・ドックでのオスプレイの駐機**

**(ア) 概要**

令和5年5月29日及び6月6日に防衛省から、横浜ノース・ドックでのオスプレイの駐機について情報提供があった。

**(イ) 情報提供の概要**

- ・ 5月29日、横浜ノース・ドックに米空軍CV-22オスプレイ3機が駐機している。

- ・横田基地の米空軍CV-22オスプレイ（3機）は異なる機体のCV-22と交換された。
- ・本機体の交換は定期的に予定されている航空機のローテーションの一環。
- ・本交換に伴い、現在横田基地に常駐するCV-22オスプレイの機数に変更は生じない。（現在、横田基地に6機配備）  
※CV-22オスプレイについては、平成30年以降、横田基地への配備等の際に横浜ノース・ドックの使用が確認されている。

#### (ウ) 県の対応

防衛省に対し、適時適切な情報提供と安全対策の徹底を口頭で要請した。

### サ 米軍基地等が所在する地域の財政措置等の拡充に関する特別要請

#### (ア) 概要

令和5年8月23日、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会※（略称：渉外知事会）が防衛省等の関係省庁に基地対策に関する要望※を行い、併せて財政措置等の拡充に関する特別要請を行った。

#### (イ) 特別要請の概要

- ・米軍基地等が所在する地域の新たな負担増等に関しては、地域振興策も含めた財政措置の新設、地域の負担に見合った十分な予算措置等、抜本的な負担軽減措置の拡充
- ・特定防衛施設周辺整備調整交付金、再編交付金等の既存の財政措置について、地元の実情に応じて柔軟に財政措置を講じることが可能となるよう、対象事業を拡大するなど制度の拡充

※ 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会：米軍基地を抱える15都道府県で構成  
構成都道府県：神奈川県、青森県、長崎県、沖縄県、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、静岡県、京都府、広島県、山口県、福岡県

※ 基地対策に関する要望：基地の整理、縮小及び早期返還の促進、日米地位協定の改定、国による財政的措置等の新設・拡充等について、防衛省、外務省等の関係省庁へ要請を行っているもの。

### シ 厚木基地周辺における騒音状況

県は、厚木基地周辺の騒音被害の状況を把握するため、基地周辺11地点に自動記録騒音計を設置し騒音測定、調査を行っている。

測定地点のうち、厚木基地に最も近い、滑走路北端から約1km及び滑走路南端から約2kmの測定地点における騒音測定回数（70dB・5秒以上継続）及びジェット戦闘機等によるものと推定される100dB以上の騒音測定回数は以下のとおりである。

(騒音測定回数)

空母艦載機移駐前後の騒音測定回数の推移  
(北1km、南2km)

北1km(大和市)騒音測定回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	2,757	2,770	1,313	1,213	1,817	1,158	1,215	770	1,983	1,994	2,196	1,609	20,795
H27	2,697	2,407	1,382	1,025	1,044	1,057	1,608	1,153	1,753	1,754	2,366	2,142	20,388
H28	2,442	2,726	1,551	1,130	2,153	1,415	1,194	1,251	2,057	1,596	1,781	2,087	21,383
H29	2,429	2,734	1,423	1,104	1,566	1,867	842	1,001	1,119	1,286	1,430	1,307	18,108
H30	1,461	1,725	1,188	1,096	1,159	945	1,359	1,217	985	1,079	1,254	1,421	14,889
R1	1,601	1,434	1,081	810	892	1,071	969	1,127	1,025	882	1,039	1,168	13,099
R2	1,153	1,342	1,197	1,051	1,071	1,050	1,033	1,135	914	1,047	1,201	1,384	13,578
R3	1,493	1,267	1,559	1,026	915	1,152	1,284	1,444	1,262	945	987	1,475	14,809
R4	1,509	1,365	1,675	1,113	1,032	1,071	1,146	1,105	995	763	1,042	1,273	14,089
R5	1,301	1,399	1,136	1,143	—	—	—	—	—	—	—	—	4,979

南2km(綾瀬市)騒音測定回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	1,737	1,894	906	748	1,243	744	819	724	1,513	2,019	1,771	1,219	15,337
H27	1,985	1,310	897	746	829	765	1,267	1,025	1,604	1,347	1,793	1,574	15,142
H28	1,689	1,825	1,152	859	1,536	1,088	937	1,261	1,663	1,333	1,453	1,667	16,463
H29	1,461	1,750	1,011	739	1,052	1,656	674	839	789	876	1,095	885	12,827
H30	969	1,161	728	677	621	670	1,044	946	733	785	1,035	967	10,336
R1	1,133	1,050	715	575	524	766	673	984	897	793	723	843	9,676
R2	840	1,006	840	625	664	773	731	907	713	829	815	908	9,651
R3	949	844	1,207	701	536	912	1,075	1,100	919	771	777	1,052	10,843
R4	975	938	1,200	857	632	900	911	845	711	567	687	845	10,068
R5	827	966	861	818	—	—	—	—	—	—	—	—	3,472

空母艦載機移駐前後の100dB以上の騒音測定回数の推移  
(北1km、南2km)

北1km(大和市)100dB以上の騒音測定回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	340	282	11	18	172	42	3	19	301	412	334	89	2,023
H27	487	239	3	5	4	6	170	56	400	272	442	205	2,289
H28	259	455	70	8	353	47	5	124	349	278	255	154	2,357
H29	246	249	1	0	279	188	0	17	99	113	98	12	1,302
H30	23	39	1	0	0	0	2	7	11	11	8	1	103
R1	15	1	1	1	11	4	0	8	5	15	7	1	69
R2	0	1	5	2	0	2	1	0	5	0	7	2	25
R3	19	17	3	0	0	2	32	8	0	0	2	13	96
R4	21	5	0	2	1	5	3	17	3	3	2	0	62
R5	13	19	22	0	—	—	—	—	—	—	—	—	54

南2km(綾瀬市)100dB以上の騒音測定回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	162	156	3	5	63	15	0	9	85	125	108	26	757
H27	169	126	2	1	0	15	48	13	110	86	167	75	812
H28	81	140	26	1	82	8	1	37	112	69	75	42	674
H29	112	96	0	0	36	168	0	5	41	40	40	5	543
H30	14	17	1	0	1	0	0	0	1	4	2	0	40
R1	17	4	0	0	5	1	0	3	5	15	7	0	57
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
R3	4	5	0	0	0	1	8	2	0	0	0	3	23
R4	2	2	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	9
R5	8	10	2	0	—	—	—	—	—	—	—	—	20

## ス 原子力艦の安全対策の確保

### (ア) 経緯

- 平成20年9月25日 空母キティホークに替わり、原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀基地に入港
- 平成27年10月1日 原子力空母ジョージ・ワシントンに替わり、原子力空母ロナルド・レーガンが横須賀基地に入港

### (イ) 安全航行確認体制等

#### a 安全航行確認体制

国は、原子力空母ジョージ・ワシントンが配備されることに伴い、JR横須賀駅近傍に「横須賀原子力艦モニタリングセンター」(原子力艦放射能調査専門官が常駐)を新設するとともに、従来4基あったモニタリングポストを6基増設し計10基設置したほか、モニタリングボートに加えモニタリングカーを配置し、安全航行確認体制の強化を図っている。

#### b 災害に係る訓練

日米両国政府、横須賀市、県が参加する「日米合同原子力防災訓練」を平成19年より実施している。

### (ウ) 原子力軍艦の寄港状況(令和5年1月1日～8月31日)

通算回数 S41～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間	寄港日数 (日)
(1054)	ロナルド・レーガン	空母	102,000	(R4.12.16)～R5.5.12	132
1055	アナポリス	潜水艦	6,082	R5.3.10～R5.3.10	1
1056	アナポリス	潜水艦	6,082	R5.3.17～R5.3.17	1
1057	ハンプトン	潜水艦	6,082	R5.4.3～R5.4.12	10
1058	ハンプトン	潜水艦	6,082	R5.5.2～R5.5.2	1
1059	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R5.5.19～R5.5.23	5
1060	アナポリス	潜水艦	6,082	R5.5.21～R5.5.21	1
1061	アナポリス	潜水艦	6,082	R5.5.24～R5.6.4	12
1062	トピーカ	潜水艦	6,082	R5.6.15～R5.6.22	8
1063	ミシガン	潜水艦	16,764	R5.6.29～R5.6.29	1
1064	ミシガン	潜水艦	16,764	R5.7.2～R5.7.9	8
1065	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R5.8.25～寄港中	7

入港回数：11回      実日数：174日      延日数：187日  
 (令和4年の状況 入港回数：18回      実日数：207日      延日数：241日)



## (I) 放射能調査結果

横須賀港の環境放射線については、国・県・市が連携し、10基のモニタリングポストによる24時間監視のほか、原子力軍艦の寄港中はモニタリングボートによる原子力軍艦周辺海域の放射能測定、海水試料や海底土試料の採取及び分析調査、モニタリングカーによる陸上の放射能測定を行い、原子力軍艦による異常事態の発生を早期に検知するようにしている。

これらの調査の結果、異常は認められていない。なお、調査結果については、インターネットで情報提供しているほか、原子力軍艦の寄港中は、毎日、調査結果を発表し、情報の開示を行っている。

<参考>各測定装置による放射能測定値の最大値（令和5年1月1日～8月31日）

モニタリングポスト		モニタリングボート		モニタリングカー
(水中)	(空間)	(水中)	(空間)	(空間)
62cps	56nGy/h	28cps	18nGy/h	61nGy/h

注1 cps（シーピーエス）とは1秒間あたりの放射線測定数。nGy/h（ナノグレイパーアワー）とは、1時間あたりの物質に吸収された放射線のエネルギーの量。（警報値は、水中50cps、空間100nGy/h）

注2 モニタリングポストの水中の最大値62cpsについては、令和5年7月4日01時10分の記録であるが、スペクトル解析の結果によれば、この測定値の上昇は同時刻頃の降雨によるものである。（原子力規制庁放射能調査結果から）

## (オ) 県の取組

引き続き、国が実施するモニタリング調査に協力するとともに、日米両国政府に、さらなる安全航行確認体制や防災対策の強化を求めていく。

## セ 米軍及び米軍人等による事件・事故

### (7) 事件・事故の概要

#### a 県等で要請を行った事件・事故

令和5年1月1日から8月31日までに、県又は神奈川県基地関係県市連絡協議会（略称：県市協）で要請を行った事件・事故等は4件で、その概要は次のとおりである。

発 生 日	内 容
令和5年5月24日	厚木基地において油漏れが発生し、基地の外を流れる蓼川で油の流出が確認された。
令和5年7月14日	米海軍人が海老名市内の飲食店に入ろうとした時に、店長を押し倒した。
令和5年8月18、20、21日	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、葉山町で、空の薬きょうが入った箱等が見つかり、米海軍横須賀基地は、葉山町で見つかった1箱を引き取った。
令和5年8月24日	横須賀市で米軍人が運転するバイクと、米軍属の家族が運転する乗用車との交通事故があり、バイクを運転していた米軍人が死亡した。

## b 県内での米軍人等の犯罪検挙件数、交通事故件数の推移

(神奈川県警察本部調べ、単位：件)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
犯罪検挙件数	14 (8)	10 (7)	22 (12)	22 (11)	9 (7)
交通事故件数	45 (27)	37 (18)	36 (24)	36 (18)	26 (18)

注1 ( )内は軍人によるものを内数で示した。交通事故件数は、人身事故の件数。

注2 令和5年は令和5年1月1日から7月31日までの件数で速報値。

## c 県内での米軍航空機等の事故件数の推移

(単位：件)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
航空機事故件数	(1)	0	0	0	0
その他の事故件数	0	0	1	2	1

注1 県内で発生した事故で、県が把握している事故を記載。

注2 令和元年の航空機事故件数の(1)は、県が国に事実関係の確認等を依頼中のもの。

注3 令和3年のその他の事故は、根岸住宅地区における火災。

注4 令和4年のその他の事故は、横須賀基地及び厚木基地におけるPFOS等の流出事故。

注5 令和5年のその他の事故は、厚木基地における油漏れ。

注6 令和5年は令和5年1月1日から8月31日までの件数。

### (イ) 再発防止に向けた県の取組

事件・事故が発生した際には、必要に応じ、県又は県市協で原因の徹底究明や再発防止策の構築等を国や米側に要請するほか、事件・事故の未然防止に向けた関係機関による会議での話し合いや、横須賀基地周辺において地域住民が行っている夜間巡回パトロールに国・横須賀市・米軍等とともに参加するなどしている。引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでいく。

### (3) 在日米軍の県防災訓練への参加について

#### ア 在日米軍の県防災訓練への参加状況

##### (ア) 経緯

県が、平成20年2月に在日米海軍と、同年6月に在日米陸軍と締結した「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米海軍（在日米陸軍）との覚書」に基づき、県の防災訓練に在日米軍が参加している。

在日米海軍は平成19年度の県・伊勢原市合同総合防災訓練から、在日米陸軍は平成20年度の県・横須賀市合同総合防災訓練から毎年参加している。

平成24年度から始まった「ビッグレスキューかながわ」に在日米陸海軍が参加し、平成25年度からは在日米空軍が参加している。

平成25年度から「県・市町村合同図上訓練」に、在日米陸海軍が参加している。

(イ) これまでの参加内容

在日米軍は、ヘリコプターと車両による医療チームや緊急医療物資の輸送訓練、救護所における医療救護活動訓練を、自衛隊やDMAT（災害派遣医療チーム）などと連携して実施している。

イ 在日米軍参加の実績一覧

年度	実施日	訓練名	場所	参加部隊
H19	平成19年9月2日	県・伊勢原市合同総合防災訓練	伊勢原市総合運動公園他	在日米海軍
H20	平成20年9月1日	平成20年八都県市合同防災訓練 (神奈川県・横須賀市合同総合防災訓練)	横須賀新港埠頭	在日米陸軍 在日米海軍
H21	平成21年8月30日	県・小田原市合同総合防災訓練	小田原市酒匂川スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍
H22	平成22年8月29日	県・座間市合同総合防災訓練	座間市相模川グラウンド他	在日米陸軍 在日米海軍
H24	平成24年9月16日	ビッグレスキューかながわ (県・横須賀市合同総合防災訓練)	陸上自衛隊武山駐屯地他	在日米陸軍 在日米海軍
H25	平成25年9月21日	ビッグレスキューかながわ (県・平塚市合同総合防災訓練)	湘南海岸公園 (平塚市) 他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成26年1月30日	平成25年度神奈川県・県央地域8市町村合同図上訓練	県庁第2分庁舎他	在日米陸軍 在日米海軍
H26	平成26年8月31日	ビッグレスキューかながわ (県・小田原市合同総合防災訓練)	小田原市酒匂川スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成27年1月23日	平成26年度神奈川県・横須賀三浦地域合同図上訓練	県庁第2分庁舎他	在日米陸軍 在日米海軍
H27	平成27年8月30日	ビッグレスキューかながわ (県・厚木市合同総合防災訓練)	県総合防災センター他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成28年1月15日	第8回九都県市合同防災訓練・図上訓練	県庁第2分庁舎他	在日米陸軍 在日米海軍
	平成28年1月26日	神奈川県国民保護共同実動訓練	相模原市立淵野辺公園他	在日米陸軍 在日米海軍
H28	平成28年9月11日	ビッグレスキューかながわ (県・横須賀市合同総合防災訓練)	陸上自衛隊武山駐屯地他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成29年1月20日	平成28年度神奈川県・湘南地域8市町村合同図上訓練	県庁第2分庁舎他	在日米陸軍 在日米海軍
H29	平成29年9月1日	第38回九都県市合同防災訓練(平成29年度神奈川県・小田原市合同総合防災訓練(ビッグレスキューかながわ))	小田原市酒匂川スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成30年1月11日	第9回九都県市合同防災訓練・図上訓練	県庁第2分庁舎他	在日米陸軍 在日米海軍
H30	平成30年8月26日	ビッグレスキューかながわ (県・海老名市合同総合防災訓練)	県立相模三川公園他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍

年度	実施日	訓練名	場所	参加部隊
	平成31年1月30日	平成30年度神奈川県・県西地域10市町 合同図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
R元	令和元年8月31日	ビッグレスキューかながわ (県・伊勢原市合同総合防災訓練)	伊勢原市総合運 動公園他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
R4	令和4年10月16日	ビッグレスキューかながわ (県・葉山町合同総合防災訓練)	南郷上ノ山公園 他	在日米陸軍 在日米海軍

注 平成23年度の県・松田町合同総合防災訓練に参加予定だったが、荒天のため中止。